

令和6年度 第2回苫小牧市空家等対策委員会

日時：令和7年3月21日（金） 15：00～

場所：市役所9階第2委員会室

次第

1 開会

2 市民生活部長あいさつ

3 議題

(1) 報告事項

ア 令和6年度空家等対策の進捗状況

- ① 空家等解体補助金実績 ----- 1
- ② 空き家セミナー ----- 4
- ③ 空き家相談会 ----- 5

イ 特定空家等の取組状況

- ① 明徳町旧クリーニング店舗 ----- 6

(2) 審査事項

- ア 管理不全空家等の基準（案） ----- 7
- イ 空家等解体補助金交付要綱改正（案） ----- 10
- ウ 令和7年度空き家対策事業スケジュール（案） ----- 11

4 その他

5 閉会

(1) 報告事項

ア 令和6年度空き家等対策の進捗状況

① 空き家等解体補助金実績

ア 申請期間

当初 令和6年6月7日（金）～6月21日（金）

追加 令和6年10月1日（火）～10月15日（火）

イ 補助件数

6件

ウ 応募件数

11件（うち追加募集1件）

※当初10件の応募で5件採択（応募要件の対象外4件、1件辞退）

エ 補助実績

300万円

No.	空き家の 所在地	不良度 ランク	審査 結果	補助額	状況
1	花園町	C	優先決定	50万円	完了
2	日吉町	C		50万円	完了
3	啓北町	C		50万円	完了
4	高砂町	B	抽選決定	50万円	完了
5	字勇払	B		50万円	完了
6	花園町	B	追加決定	50万円	完了

オ 解体の結果

個人情報保護のため、非公開とします。

個人情報保護のため、非公開とします。

② 空き家セミナー

ア 開催日時

令和6年9月29日（日）10時00分開始 11時30分終了

イ 会 場

苫小牧市民活動センター2階 研修室C

ウ テーマ

「我が家の終活～今のうちからできること」

エ 内 容

- （1）いわゆる空き家問題とは？
- （2）空き家問題の解決策
- （3）事前にできる予防策
- （4）質疑応答

オ 講 師

札幌司法書士会 司法書士 服部 剛幸 氏

カ 参加者数

10名

キ 参加者アンケートより

i) 満足度

参加者の9割が「非常に満足」・「満足」と回答

ii) 空き家の所有状況

「所有している」…36%

「いずれ所有する予定がある」…64%

iii) 今後関心のあるトピック

「家財処分」「売却手法」「活用方法」

③ 空き家相談会

ア 開催日時

令和7年1月18日（土） 10時00分開始 14時05分終了

イ 会 場

苫小牧市民活動センター 4 階 講習室A1及びA2

ウ 相談員

北海道宅地建物取引業協会苫小牧支部（宅建士） 3 名
札幌司法書士会（司法書士） 2 名

エ 相談者数（相談空き家件数）

10組（12件）

オ 相談空き家の状況

i) 所在地

西部 5件（西2件、東3件）

中央部 3件（西1件、中央1件、東1件）

東部 4件（東4件）

ii) 損耗度

Aランク 1件

Bランク 7件

Cランク 4件



カ 相談内容（複数回答）

売却に関すること 8件

解体に関すること 7件

相続・権利に関すること 6件

活用に関すること 2件

管理に関すること 1件

家財整理に関すること 1件

賃貸に関すること 1件

その他 1件

イ 特定空家等の取組状況

個人情報保護のため、非公開とします。

(2) 審査事項

ア 管理不全空家等の基準（案）

1. 管理不全空家等の判断基準

国のガイドラインと市独自の基準により、以下の4つの観点で判断します。

2. 評価方法

評価は4つの項目に基づいて行います。

I 保安上の危険リスク

- ・門や塀、擁壁、屋根、外壁などの破損や変形
- ・窓ガラスの破損、建物の傾き

A～Dの4段階で判断し、Cランク以上の空き家を管理不全空家等候補にする。

管理不全空家候補

162件

（Cランク114件、
Dランク48件）

※令和7年1月末時点

個人情報保護のため、非公開とします。

Ⅱ 衛生上の有害リスク

- 汚物や異臭、虫の発生、ごみの不法投棄
- 水質汚濁、石綿の飛散

個人情報保護のため、非公開とします。

Ⅲ 景観を損なうリスク

- 雑草の繁茂、立木の傾斜
- 外壁の落書きや汚物

個人情報保護のため、非公開とします。

Ⅳ周辺の生活環境へのリスク

- 防犯上の問題（ドアや窓の未施錠、窓の破損等）
- 防火上の問題（灯油の残留等）

個人情報保護のため、非公開とします。

現在

他市の基準やチェック表等を参考に策定中

今後

要綱等について、各委員へ意見照会を行う
令和7年7月予定の次回委員会で提案予定

イ 空家等解体補助金交付要綱改正（案）

従来

補助対象者の前年所得額が230万円以下であること。
（所有者及び相続人が複数いる場合は、その全員の前年所得額が230万円以下であること。）



補助対象者
230万円以下

・補助対象者の配偶者等の所得が高額な場合でも対象となっていた。

改正後

補助対象者の前年所得額が、230万円以下であること。
世帯が2人以上の場合は世帯所得が400万円以下であること。
（所有者及び相続人が複数いる場合は、その全員の世帯の前年所得額が400万円以下であること。）



1人
230万円以下

・世帯人員1人当たり平均所得金額の235.8万円の端数を切捨てしたもの。

・全世帯の中央値の405万円の端数を切捨てしたもの。



2人以上
400万円以下

・所有者のみで判断していたものを世帯で判断することにより、公平性を保つ。

※所得に関する情報は、厚生労働省実施「令和5年度国民生活基礎調査」統計表第4表を参照した。

ウ 令和7年度空き家対策事業スケジュール（案）

空き家件数の特定は、水道の閉栓情報をもとに調査を行っており、3月末を目途に調査が完了する予定です。

また、空き家の件数比率が高い町については、別途調査を行い、より正確な件数の把握に取り組んでいきます。

年	月	事業
令和7	4	
	5	
	6	解体補助金受付 R7.6
	7	第1回空き家等対策委員会 R7.7
	8	空き家セミナー R7.8
	9	
	10	空き家相談会 R7.10
	11	
	12	
令和8	1	
	2	固定資産税納付書同封 資料印刷 R8.2～R8.3
	3	第2回空き家等対策委員会 R8.2